

2022 年 9 月 27 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 御中

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当

TEL : 0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いにおける算定期限のある項目について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いの各種通達において下記の項目が2022年10月1日以降算定できません。

現在のところ、厚生労働省が提供している点数マスタでは終了日が設定されておらず、期限延長の通達がないため、入力できますが、2022年10月1日以降は算定できません。

ご注意ください。

【2022年10月1日以降算定できない項目】

診療行為コード	名称	点数
113033650	二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）	250 点
113044550	電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）	147 点

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。